

2021年度末の非FIT低圧敷地分割大量申込みに かかる対応方針について

2022年11月30日

東北電力ネットワーク株式会社

1. 事案の概要

- 非FIT低圧敷地分割申込について、電気事業法施行規則改正および約款への追記による規制直前の2022年3月末までに、多数の低圧連系申込があった。（※1）
今回申し込まれた案件はすべて低圧で連系予定だが、配電線の新設だけでなく、**高圧および特高系統でも多くの地点で系統増強など対策工事が必要**となる見込み。
- 高圧以上の増強が必要となる全ての敷地分割申込者に対しては、託送供給等約款および発電設備等の系統連系に関する契約要綱に則り、低圧の工事費用に加え、増強に対する工事費負担金を求めることとしている。
- 上記の実施にあたっては、今回の発生状況の特殊性、また、過去のFIT敷地分割における対応（※2）を踏まえ、効率的な設備形成やスムーズな技術検討を行うため、次スライド以降のとおり、当社が公表している系統アクセスルール（低圧系統業務指針）に則り、非FIT敷地分割を一纏めにして高圧の手続きに準じて検討を進めたうえで、今後策定する実施要綱に基づく**一括検討プロセスに準じた検討フロー（※3）による対応を採用していきたい。**

- ※1：非FIT低圧敷地分割は、2022年4月に電気事業法施行規則改正および約款への追記により規制されたが、規制前に東北NWエリアにおいて申込みが急増。（約41万kW分、計8,300区画）
- ※2：過去の電源接続案件募集プロセスにおいては、その募集要綱の中で、FIT低圧敷地分割申込を募集電源の対象と位置づけたうえで、その他の特別高圧や高圧連系申込と同等の技術検討を実施し、負担金を申し受けている
- ※3：電源接続案件一括検討プロセス(現行ルール)においては、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等」にて、募集する電源を『高圧又は特別高圧の送電系統に連系等して電力を流入する発電設備等』と定めており、低圧電源は対象とならない。

2021年11月18日	「第41回 電力・ガス基本政策小委員会」にて非FIT敷地分割は不適切な設備と整理された（規制前の駆け込み申込開始増加）
2022年4月1日	電気事業法施行規則および各約款への改正による非FIT敷地分割申込受付規制

- 本来分割する必要のない発電設備を分割することは、以下観点から、社会的コストが大きい。

- ① 本来適用される保安上の規制を回避する社会的不公平
- ② 一般送配電事業者の管理コストの増加による電気料金への転嫁の発生
- ③ 不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生

- こうした発電設備の分割を防止するためには、特段の理由がないにも関わらず分割された発電設備群について、「一つの発電設備」としてみなすことが必要。
- 現在、電気事業法施行規則において、分割された各発電設備は、それぞれ「一の需要場所」として規定されるため、それぞれ引込線を引き、系統と接続することができる。
- このため、電気事業法施行規則に規定する「一の需要場所」に係る「柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内」という定義規定において、「ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。」といった除外規定を措置することとしてはどうか。
- なお、FIT対象の発電設備については、既に、特段の理由がない発電設備の分割を防止するため、FIT法施行規則において、必要な規定を措置しているところ。

非FIT低圧敷地分割申込み状況詳細※

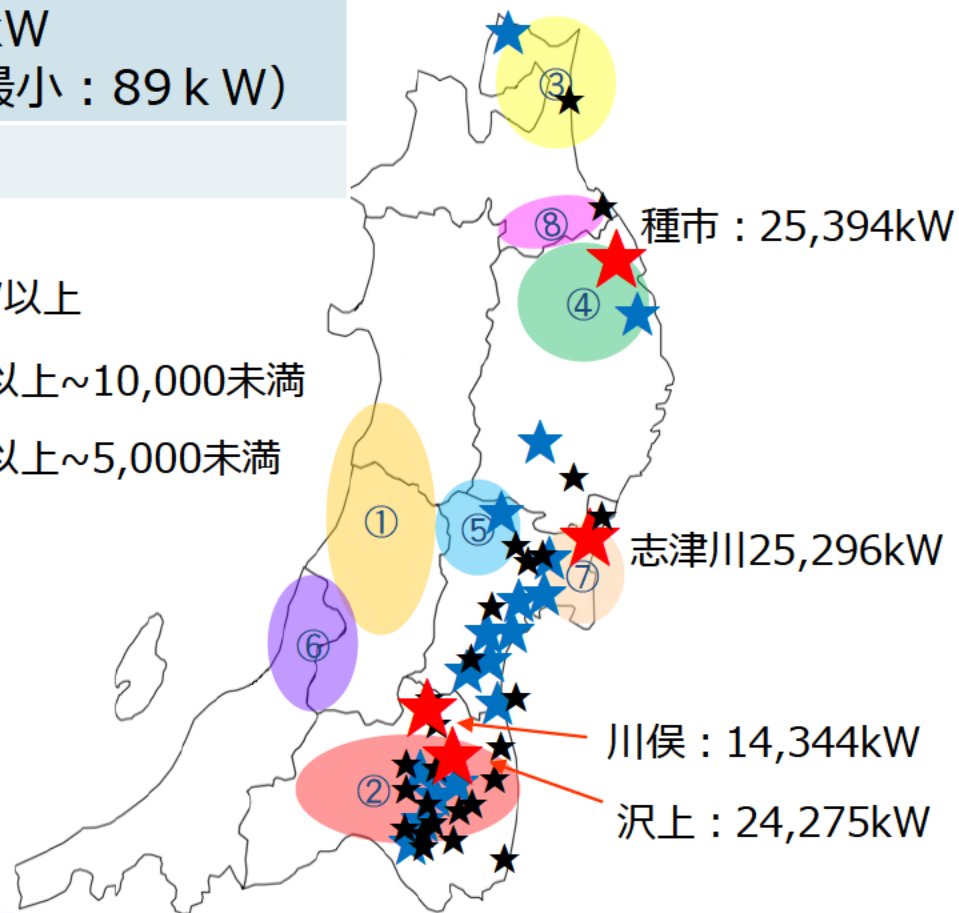
※2022年7月時点

区画数	約8,300区画 (最大：498区画, 最小：2区画)
敷地分割数	約870件
総容量	約406,000kW (最大：24,651 kW, 最小：89 kW)
申込代理人	34社

一括検討プロセスの実施状況

- ①山形・本荘由利
- ②福島
- ③青森県下北
- ④岩手県北部
- ⑤宮城県北西
- ⑥新潟県村上
- ⑦宮城県北東
および東部大崎
- ⑧青森県三戸

- ★ : 10,000kW以上
- ★ (blue) : 5,000kW以上~10,000未満
- ★ (black) : 2,000kW以上~5,000未満



(電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等の公表)

第80条 本機関は、**電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。**

(業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について)

1. 4 一括検討で募集する対象電源

・一括検討で募集する電源は「募集対象エリアにおいて、**高圧又は特別高圧の送電系統に連系等して電力を流入する発電設備等**」とする。

1.1. 本書に記載のない事項について

・本書に記載の無い事項については、本機関の定款、業務規程、送配電等業務指針及びウェブサイト
に公表する内容の他、一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款並びに関連諸法令によるものとする。

・一般送配電事業者及び配電事業者は、本書が前提としていない事象が生じた場合、その扱いを検討し、本機関に相談の上決定し、関係者に通知又は公表する。

2. 一括検討プロセスに準じた検討フローの適用によるメリット

非FIT敷地分割を同一敷地とみなせる範囲で一纏めにした上で高圧の手続きに準じて検討を進める場合、以下のとおり事業者へのデメリットがある。このため、同意いただいた事業者に対しては、一括検討プロセスに準じた検討フローの適用により、以下のとおり効率的な設備形成やスムーズな技術検討を行う。

非FIT敷地分割を一纏めにした上で個別案件相当として手続きを進める場合におけるデメリット

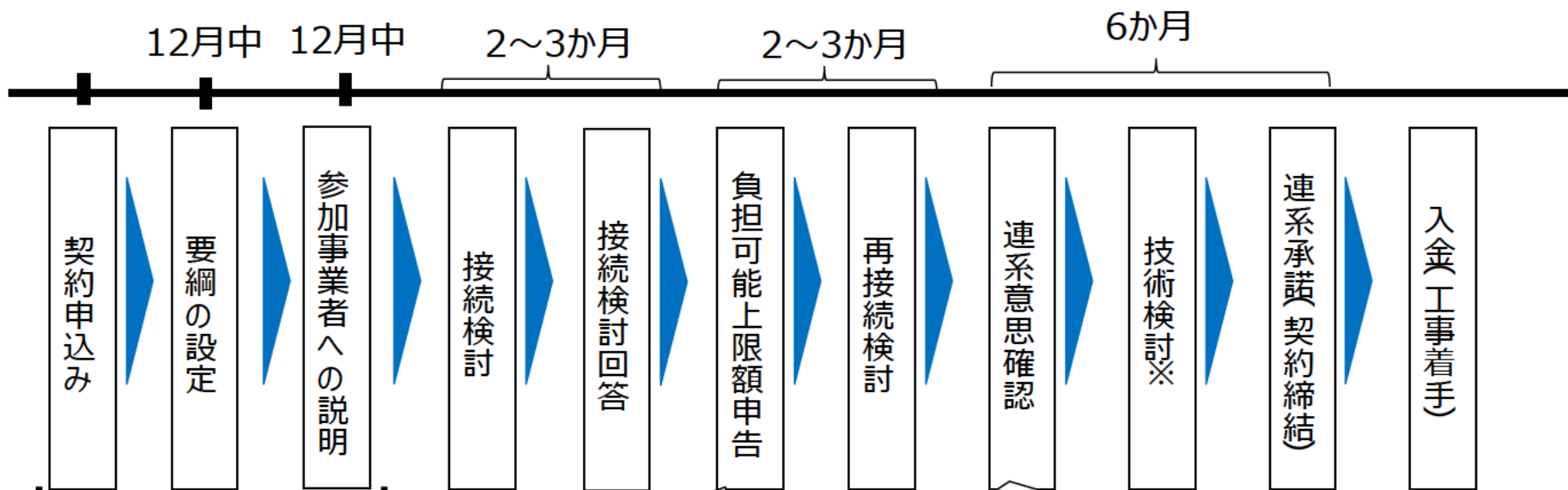
- 取下げ発生の都度再検討を要するため、取下げの頻度によっては繰り返しの再検討で長期化する虞。(×)
- 本案の検討中に同エリアで一括検討プロセスが開始された場合、一括検討プロセスが優先される可能性があり、本件の検討が前に進めず長期化する虞。(×)

一括検討プロセスに準じた検討フローを適用する場合におけるメリットおよび左記デメリットの解消

- **負担可能上限額の申告**および、連系意思確認時の「**工事費負担金補償契約**」を設けることにより、繰り返しの再検討による長期化を回避。(○)
- 一括検討プロセスに準じた対応の対象事業者は限られているため、募集期間は設けずプロセス完了までの期間を短縮する。(○)
- 低圧での契約申込受付済みのため、通常の一括検討プロセスにおける契約申込みの代替として連系意思確認を行うことで、事業者による手続きの手間を省略する。(○)

3. 手続きに関する業務フロー

○非FIT低圧敷地分割案件の手続きの流れ（今回検討）



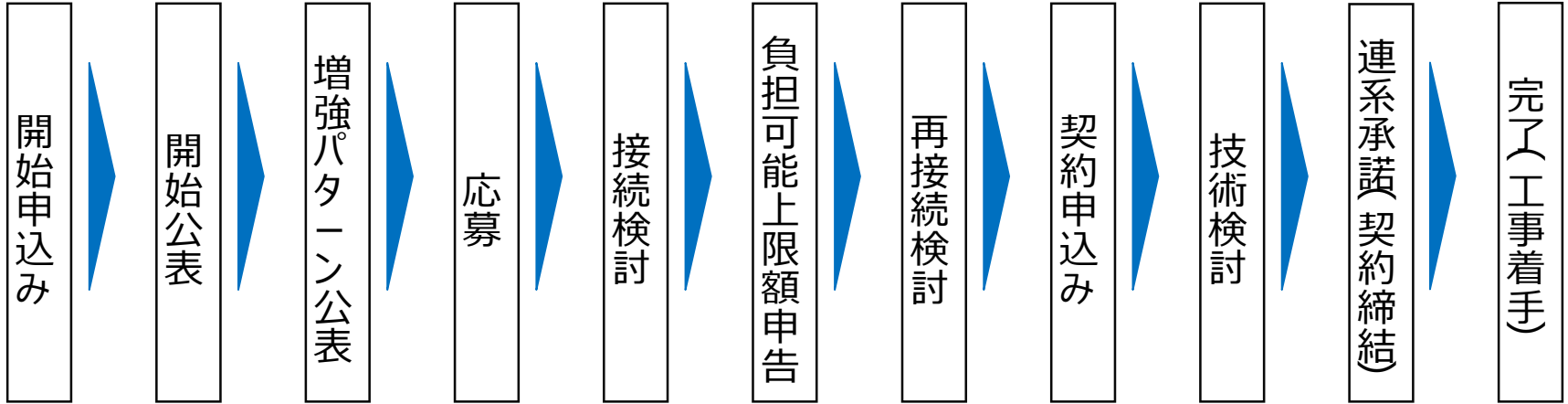
高額な負担金算定結果によって取下げが大量発生する可能性が高いため、一括検討プロセスに準じた対応（再接続検討時の「**負担可能上限額申告**」および、連系意思確認時の「**工事費負担金補償契約**」）で取下げを抑止し、他系統連系希望者に影響を与えない運用をとりたい。

送配電等業務指針に基づかず、負担可能上限額申告や、工事費負担金補償契約等の対応を行うため、本件に限った新たな実施要綱を設定する。

※ 増強不要時または増強内容変更なしの場合は省略

「参考」一括検討プロセスフローとの比較

○一括検討プロセスの流れ（広域機関公表ルール）

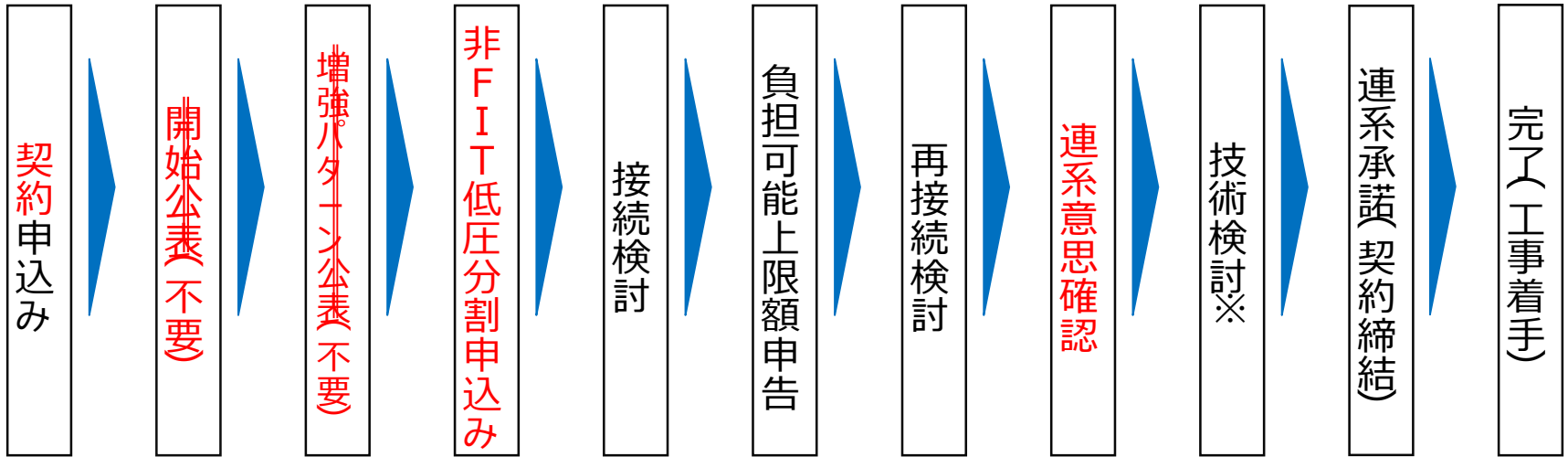


系統容量確保日（タイムスタンプ）は昨年度の受付日付で確保。



再接続検討回数を最小限に抑え、契約申込みの代替として連系意思確認を行う。

○非FIT低圧敷地分割案件の手続きの流れ（今回検討）



※増強不要時または増強内容変更なしの場合は省略

以 上